

『古文書紹介』

天保時代の回状から

紹介者 林 寅 喜

『解説』

藩政時代の回状（公文書）は、今の市町村が自治委員や各種団体等にあて、それぞれに発送するのと違い、領内を決められた順序に従って回ってくる唯一通の回状に對し、村浦の大庄屋は必ず請印（受領印）をして写しを取ったあと、回状は使いに託して次村へ送り、そのあと村人達を集めて読んで聞かせ、通達の趣を周知徹底させるといった方法が取られていた。

この文書は米水津浦組浦代の小庄屋が残していたもので（提供者高宮昭夫氏）、内容は次の六項目から成っている。それは、

- | | |
|--------------|----------------|
| (一) 他出の心得 | (四) 宗門改めの心得 |
| (二) 寺社もうでの心得 | (五) 一人二名（前）の禁止 |
| (三) 出稼ぎの心得 | (六) 金銭貸借の心得 |
- である。これを読んで見ると、藩は規制事項の取り締ま

りや実行にあたり、その責任を村浦の役人達（大庄屋・小庄屋・地目付）に押しつけ、違背者があれば曲事まがこととして当事者はもちろん、『村役人全員の責任であるとして処罰するぞ。』といった連帯責任を負わせていたことが分かる。

一方、村浦の役人達としては通達の内容にもよるが、藩政（行政）に忠実であればある程、居村（在所）から違反者を出す結果となりかねない。そのため一面では見て見ぬ振りをしていても、やがて代官所の知るところとなり、この文書のように、厳しく取り締まれと指示されたのではないだろうか。ことに(四)の宗門改め心得と、(五)の一人二名の禁止などに至っては、村役人と領民が一蓮托生であったと考えざるを得ない面もある。

この文書の日付寅の五月は天保十三年（一八四二）のことである。天保といえば三・六・七年と風水害に見舞われ、飢えに苦しんだ飢饉のあと、十一年からは豊作が続き、暮らし向きがようやく治まった頃でもあったから、領民の心が緩み、諸々の規則に違背者が多く見られるようになったため、このような通達の発行となったのではないだろうか。

えん

一、御領内にも他方神仏にも、法後未
 長、成り候とて、二、御座る候とて、三、
 仰付候とて、四、役人共始無、急其度々、急度可
 願出、義(儀) 勿論之事ニ候、然ル處、近來無願
 出、而、他参之者数多有之哉ニ相聞、不埒
 の至其者心得違ハ不及申、役人組頭共、心附方
 等閑之役、不相濟、事ニ候、何後役人頭立候者共、無
 油断、心を附、末々、辻聊心得違之者無、之様、急度
 可申附置、若役人江不申出、勝手ニ他参い多
 し候毛の、有之候ハ、遠吟味、早速可申出、其
 儘ニ差置、他日相頭し候而ハ、役人頭立候毛の

覚

一、御領内の者共、他方神仏もふで、諸様等
 罷越度願出候、通、差障無之節者、勝手ニ被
 仰付、候得者、役人共始無、急其度々、急度可
 願出、義(儀) 勿論之事ニ候、然ル處、近來無願
 出、而、他参之者数多有之哉ニ相聞、不埒
 の至其者心得違ハ不及申、役人組頭共、心附方
 等閑之役、不相濟、事ニ候、何後役人頭立候者共、無
 油断、心を附、末々、辻聊心得違之者無、之様、急度
 可申附置、若役人江不申出、勝手ニ他参い多
 し候毛の、有之候ハ、遠吟味、早速可申出、其
 儘ニ差置、他日相頭し候而ハ、役人頭立候毛の

舟通つる越度^レ 附^レ 他参之儀^② 其年中二
可相限^② 長逗留之願^② 不相成^② 候

一、是近者別々^② 今は比羅参詣等^② 多く
佐賀関より 便船^② 以多し候趣^② 二候 何後佐賀
関ニ不^レ限 他領より罷越候義^② 儀不相成^② 御領
内浦方より 便船^② 以多須^② 遍く 尤何浦誰船与
申儀 一々願書可^② 認入^② 右之趣無^② 間違^② 様 為^②
相心得置^② 可^② 申候

一、近來在浦より 山方稼等^② 二而 諸国江罷越候
もの夥敷有^② 之 万^② 一愚昧^② 之者御領^② 天領^② 二
おめて不速^② 測^② 之義^② とも有^② 之 御難題筋出来^②
以多^② し候而^② ハ 御領与^② 之喰合別^② 而御当惑^② 之

共迄^② 可^② 為^② 越度^② 候 附^② 他参之儀^② 其年中二

可相限^② 長逗留之願^② 不相成^② 候

一、是迫勢州参宮 金比羅参詣等^② 多く

佐賀関より 便船^② 以多^② し候趣^② 二候 何後佐賀

関ニ不^レ限 他領より罷越候義^② 儀不相成^② 御領

内浦方より 便船^② 以多須^② 遍く 尤何浦誰船与

申儀 一々願書可^② 認入^② 右之趣無^② 間違^② 様 為^②

相心得置^② 可^② 申候

一、近來在浦より 山方稼等^② 二而 諸国江罷越候

もの夥敷有^② 之 万^② 一愚昧^② 之者御領^② 天領^② 二

おめて不速^② 測^② 之義^② とも有^② 之 御難題筋出来^②

以多^② し候而^② ハ 御領与^② 之喰合別^② 而御当惑^② 之

御料江罷越候義 御停止被仰付候間 役人共
 奉得其意 末々迄 諸稼ニ罷越度申出候ハズ
 其先々得与相糺し 御私領方ニ相違無
 之上可願出 尤先元ヶ所等 一々可申出候 若此後
 御停止之先江 罷越候義相知候得者 急度曲
 事可被仰付候間 役人共精々心を附 不埒
 之者有之候ハズ 早速可申出 是迄御料
 江罷越居候ものども有之候ハズ 早々呼返
 し可申 若不罷帰 毛のも有之バ 是又
 可申出候
 一、宗門之儀者公辺より 連々御沙汰有之 別而

御念被^レ為^レ入候ニ付 年々改として 御役々
 被^二差廻^一候得者 御領内之者共 大切ニ相心得
 其期ニ向ひ他參不相成 他參以多し
 居候毛の茂 前方罷歸居 改を受可^レ申
 儀 勿論之事ニ候 然ル處 近來其期ニ至り
 当病永病奈ど^⑤申立 不罷出もの 一村
 數十人ニ及び候ケ所も 有之哉ニ相聞 不審
 之事ニ候 病氣ハ無^レ據義ニ候得共 若前段之通
 無願ニ而^③ 勝手ニ先々江罷越居 宿々ニ而も等閑^④
 ニ相心得 病氣与申立候者奈ど有之候而ハ不相^②
 次第ニ候 向後改之節 不罷出候毛の有之候得者
 改之御役人其所ニ相留^①り 其家々急度
 改之御役人其所ニ相留^①り 其家々急度

御念被^レ為^レ入候ニ付 年々改として 御役々
 被^二差廻^一候得者 御領内之者共 大切ニ相心得
 其期ニ向ひ他參不相成 他參以多し
 居候毛の茂 前方罷歸居 改を受可^レ申
 儀 勿論之事ニ候 然ル處 近來其期ニ至り
 当病永病奈ど^⑤申立 不罷出もの 一村
 數十人ニ及び候ケ所も 有之哉ニ相聞 不審
 之事ニ候 病氣ハ無^レ據義ニ候得共 若前段之通
 無願ニ而^③ 勝手ニ先々江罷越居 宿々ニ而も等閑^④
 ニ相心得 病氣与申立候者奈ど有之候而ハ不相^②
 次第ニ候 向後改之節 不罷出候毛の有之候得者
 改之御役人其所ニ相留^①り 其家々急度

宗門帳前早速書改 聊紛敷儀

宗門帳前早速書改 聊紛敷儀

吟味^⑤可^①及候間 役人共得^②其意^① 末々迄心得違

無^①之^②樣 急度可^②申付置^①候

一、御領内之者共 宗門帳面之名前^②不相^①

用^①勝手ニ別之名附候者 多々有^①之趣ニ候者

宗門帳面之名ハ表向 仮り毛の^⑤様ニ相心得

候ハゞ 終^④ニ者自分表向之名を不^①存樣

ニも可^①相成 我儘之至 第一^④一^⑤人兩名紛敷^⑥

不^①宣事共ニ候 向後者 人々宗門帳面之名前

相と奈^⑤へ 別之名ヲ附候義 御停止被^②仰付^①

候間 末々迄其旨得与為^②相心得^① 是^②迄

と奈^⑤へ来り候名ニ 相改度申出候ハゞ 役人共

無^①怠 宗門帳名前早速書改 聊紛敷儀

中々紙幣の出入

一、御領内之者共 他方之金銀借受及 出入
御面倒筋申出候毛の有之 他方之毛
のへ貸渡し 出入ニおよび御面倒筋
引出し候者有之 他方之か祢取扱御領
内江貸付及 出入 御面倒筋申出候毛の有之
自分相對取引之義ニ付 御面倒筋奉
懸候段 不速之至ニ候 向後商人共
上方筋其外所々より品物等 取寄候とも
算用無滞 聊出入ケ間鋪義無之様可
致浦方之儀者 専他方之者共相手ニ取
渡世以多す事ニ候得共 漁具仕入等無

無之様 精々心ヲ附可申候

一、御領内之者共 他方之金銀借受及 出入

御面倒筋申出候毛の有之 他方之毛

のへ貸渡し 出入ニおよび御面倒筋

引出し候者有之 他方之か祢取扱御領

内江貸付及 出入 御面倒筋申出候毛の有之

自分相對取引之義ニ付 御面倒筋奉

懸候段 不速之至ニ候 向後商人共

上方筋其外所々より品物等 取寄候とも

算用無滞 聊出入ケ間鋪義無之様可

致浦方之儀者 専他方之者共相手ニ取

渡世以多す事ニ候得共 漁具仕入等無

據義ハ是迄之通可^① 相心得^② 候得共^③ 是又
 弁銀不相滞^④ 毛頭御難題筋不^⑤ 奉^⑥
 懸様^⑦ 精々可^⑧ 相心得^⑨ 向後右他方之^⑩
 者共^⑪ 証文等差出候とも 所持之山林田畑家
 藏屋敷等 書入候義不^⑫ 相成^⑬ 候様^⑭ 被^⑮ 仰付^⑯ 候間
 是又急度可^⑰ 相心得^⑱ 右之外町在浦之^⑲
 者共^⑳ 他方金銀貸借一切御停止^㉑ 被^㉒ 仰付^㉓ 候間
 役人共奉^㉔ 得其意^㉕ 末々之者共迄^㉖ 心得^㉗
 違無之様^㉘ 堅可^㉙ 申付置^㉚ 候^㉛ 万^㉜ 一此後被^㉝ 仰出^㉞
 之旨^㉟ 二背き^㊱ 他方之毛^㊲ 之与^㊳ 及^㊴ 出入^㊵ 候義^㊶ 有^㊷ 之^㊸
 候ハゞ 曲事可^㊹ 被^㊺ 仰付^㊻ 候^㊼ 是迄他方貸借^㊽
 濟方^㊾ 二不相成分^㊿ 成文手早[㋀] 二相片付候様[㋁]

うけ

右五ヶ条之文面村浦ニ而写取 末々之毛の
共追 不洩様得与為相心得 一々請書
差出可 申候 此廻状令請印 早々順達
留より 吉野半大夫方へ可相返 候以上

寅五月十日

佐 久間 九郎兵衛
明 (石) 大 助
山 (口) 藤左衛門



(註) この文書は掲載の都合上、原文とは字組みの配列を変えています。

可致候

右五ヶ条之文面村浦ニ而写取 末々之毛の

共追 不洩様得与為相心得 一々請書

差出可 申候 此廻状令請印 早々順達

留より 吉野半大夫方へ可相返 候以上

寅五月十日 佐 (久間) 九郎兵衛

明 (石) 大 助

山 (口) 藤左衛門